

地域住民の交通手段の利便性及び安全確保対策
に関する行政評価・監視

結果報告書

平成 28 年 3 月

総務省石川行政評価事務所

前 書 き

近年、マイカーの普及や過疎化に伴う利用者の減少により路線バスの廃止等が進み、公共交通サービスの存続が困難となる、「交通不便地域」が発生しており、地域によっては、自ら移動手段を持たない高齢者、通学者、障害者等（以下「移動制約者等」という。）の日常的な交通手段の確保が困難な状況がみられる。

このため、移動制約者等の日常的な交通手段を確保・維持することが重要な課題となっており、過疎化等が進行する市町村では、路線バス等を補完・代替するコミュニティバス、デマンドバス、乗合タクシー等が導入されてきた。

また、移動制約者等に対する輸送サービスの需要の増大を踏まえて、平成 18 年の道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）改正により、市町村、特定非営利活動法人等による自家用自動車を利用した有償旅客運送を可能とする登録制度が創設された。

さらに、平成 19 年には地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）が制定され、コミュニティバス、デマンドバス、乗合タクシー等を導入した地方公共団体に対し、地域公共交通の確保・維持に必要な補助等が実施されている。

一方、旅客自動車運送事業者におけるヒューマンエラーを起因とした事故・トラブルが後を絶たず、安全確保対策の一層の徹底が求められている。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、石川県内の交通不便地域を中心として、地域住民の交通手段の利便性確保及び安全確保を図る観点から、県、市町、特定非営利活動法人等における交通手段の利便性確保対策の実施状況、運輸支局における事故防止対策の実施状況、事業者における安全確保対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1	行政評価・監視の目的等	1
第2	行政評価・監視結果	
1	地域公共交通会議及び運営協議会の適切な運営	2
2	輸送の安全確保対策の推進	18

説明図表目次

第2 行政評価・監視結果

1 地域公共交通会議及び運営協議会の適切な運営

(1) 交通会議ガイドラインに基づく案件協議及び議決の励行

図表1-(1)-① 交通会議の協議等に関する根拠法令	7
図表1-(1)-② 地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について（平成18年9月15日付け国自旅第161号（一部改正：平成25年4月10日付け国自旅第633号）国土交通省自動車交通局長通達）（抜粋）	8
図表1-(1)-③ 調査対象市における交通会議の開催状況（委員を招集して開催したもの）及び同会議の周知方法	9
図表1-(1)-④ 調査対象市における書面による意見の聴取及び議決の実施状況	9
図表1-(1)-⑤ 調査対象市における書面による意見の聴取及び議決を行った案件に係る議事概要の公表状況等	10

(2) 国庫補助事業に係る事業評価の適切な実施

図表1-(2)-① 補助事業に関する関係規程	10
図表1-(2)-② 調査対象市における補助事業の活用状況	11

(3) 運営協議会の公開及び議事録の公表

図表1-(3)-① 運営協議会の協議等に関する根拠法令	12
図表1-(3)-② 運営協議会に関する国土交通省としての考え方について（平成18年9月15日付け国自旅第145号（最終改正：平成27年4月1日付け国自旅第370号）国土交通省自動車交通局長通達）（抜粋）	13
図表1-(3)-③ 自家用有償旅客運送制度の着実な取組みに向けての対応について（平成23年6月30日付け国自旅第89号国土交通省自動車交通局旅客課長通達）（抜粋）	14
図表1-(3)-④ 石川県珠洲市・穴水町・能登町福祉有償運送市町共同運営協議会設置要綱（抜粋）	14
図表1-(3)-⑤ 調査対象市における運営協議会の開催状況及び同会議の周知方法等	16
図表1-(3)-⑥ 石川県中央福祉圏域福祉有償運送市町共同運営協議会の設置に関する協定書（抜粋）	16

2 輸送の安全確保対策の推進

(1) 運転者の健康状態の把握等の適切な実施

図表2-(1)-① 運転者の健康状態の把握等に関する根拠法令等（旅客自動車運送事業者）	24
図表2-(1)-② 運転者の健康状態の把握等に関する根拠法令（運送者）	25
図表2-(1)-③ 不適切な運行管理等の状況	26

(2) 自家用有償旅客運送自動車への表示等の適切な実施

図表2-(2) 自家用有償旅客運送自動車への表示等に関する根拠法令	26
-----------------------------------	----

(3) 車両の点検整備の適切な実施

図表2-(3) 車両の点検整備に関する根拠法令	27
-------------------------	----

(4) 輸送実績の正確な把握

図表 2-(4)-①	輸送実績の報告に関する根拠法令	28
図表 2-(4)-②	一般乗合旅客自動車運送事業輸送実績報告書の様式	29
図表 2-(4)-③	自家用有償旅客運送輸送実績報告書の様式	30
図表 2-(4)-④	輸送実績報告書で報告すべき交通事故に関する根拠法令等	31
図表 2-(4)-⑤	事故の記録に関する根拠法令	31
図表 2-(4)-⑥	自家用有償旅客運送輸送実績報告書の提出状況	32
図表 2-(4)-⑦	当事務所が実地調査した 4 運送者及び 2 運送事業者における平成 24 年度 から 26 年度までに発生した事故の概要	33

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、石川県内の交通不便地域を中心として、地域住民の交通手段の利便性確保及び安全確保を図る観点から、県、市町、特定非営利活動法人等における交通手段の利便性確保対策の実施状況、運輸支局における事故防止対策の実施状況、事業者における安全確保対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

石川運輸支局

(2) 関連調査対象機関

石川県、市町（小松市、珠洲市、白山市）、特定非営利活動法人(2)、社会福祉法人(2)、旅客自動車運送事業者(3)

3 担当部局

石川行政評価事務所

4 実施時期

平成27年8月～28年3月

第 2 行政評価・監視結果

1 地域公共交通会議及び運営協議会の適切な運営

通 知	説明図表番号
<p>(1) 交通会議ガイドラインに基づく案件協議及び議決の励行</p> <p>【制度の概要】</p> <p>道路運送法施行規則（昭和 26 年 8 月 18 日運輸省令第 75 号）第 9 条の 2 によれば、地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業（以下「地域住民の生活に必要な乗合旅客の運送」という。）及び市町村が当該区域内において行う住民の運送（以下「市町村運営有償運送」という。）に関する協議を行うため、市町村長又は都道府県知事が主宰するものとされている。</p> <p>また、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 161 号（一部改正：平成 25 年 4 月 10 日付け国自旅第 633 号）国土交通省自動車交通局長通達）の別紙により示されている「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」（以下「交通会議ガイドライン」という。）によれば、交通会議は、地域住民の生活に必要な乗合旅客の運送の態様及び運賃・料金に関する事項、市町村運営有償運送の必要性及び対価に関する事項等を協議するため設置するものとされている。</p> <p>さらに、交通会議ガイドラインの 2. (5)によれば、交通会議の開催は、原則として公開するものとされているが、一方で、委員の招集が困難な場合等にあつては、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決（道路運送法第 79 条の 6 第 1 項に定める有効期間の更新の登録に係るものに限る。）を行うことができるものとされ、特定の案件については、条件を付した上で書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決（以下「書面による意見の聴取及び議決」という。）を行うことを可能としている（上記の書面による意見の聴取及び議決に係る運用は、平成 25 年 4 月 10 日付けの交通会議ガイドラインの改正により盛り込まれ、現在に至っている。）。</p> <p>なお、道路運送法第 9 条第 4 項によれば、一般乗合旅客自動車運送事業者が地域住民の生活に必要な乗合旅客運送を行う際、運賃等について交通会議が合意しているときは、その旨を国土交通大臣に届け出ることにより足り、また、運賃等を変更しようとするときも同様であるとされている。</p>	<p>図表 1 - (1) - ①</p> <p>図表 1 - (1) - ②</p> <p>図表 1 - (1) - ① (再掲)</p>
<p>【調査結果】</p> <p>今回、調査対象とした 3 市（小松市、珠洲市及び白山市）が主宰する交通会議の運営状況を調査した結果、3 市では、いずれも委員を招集した会議を毎年度少なくとも 1 回は開催しており、開催に当たっては、ケーブルテレビによる開催日時、場所等の周知や、報道機関に対する報道依頼を行うことにより会議の開催に</p>	<p>図表 1 - (1) - ③</p>

ついて公表している状況にある。

一方、書面による意見の聴取及び議決に係る運用が交通会議ガイドラインに盛り込まれた平成 25 年 4 月以降、調査対象とした 3 市全てにおいて、委員を招集して開催する上記の会議とは別に、交通会議ガイドラインで示されている特定の案件（道路運送法第 79 条の 6 第 1 項に定める有効期間の更新の登録）以外の案件について、書面による意見の聴取及び議決を行っている状況がみられ（3 市計 15 件）、交通会議ガイドラインに沿った運用が行われていない状況となっている。

また、3 市において、書面による意見の聴取及び議決を行った理由を聴取したところ、i) 本来であれば交通会議を開催して内容の審議を行うべきであるところ、手続やスケジュールの点からやむを得なかったため（小松市及び珠洲市）、ii) 運行ダイヤの修正等の変更で、その度合いが軽微であると判断したため（白山市）等を挙げているが、書面による意見の聴取及び議決を行った上記の 15 案件の中には、道路運送法第 9 条第 4 項に基づく乗合旅客の運送の運賃等に係る案件（1 市 2 件）や、地域における公共交通の確保・維持の支援を受けるために策定が必要となる地域公共交通確保維持改善事業に基づく計画の申請に係る案件（2 市 5 件）などがみられる。

当該状況について石川運輸支局では、平成 25 年 4 月に交通会議ガイドラインが改正されたことを受けて、石川県及び県内全市町に対し、その旨、文書により周知したとしているが、当該文書による周知以外に特段の指導・助言等の対応は行っていないとしている。

このほか、調査対象とした 3 市では、上記の書面による意見の聴取及び議決を行った案件については議事概要の公表を行っておらず、必ずしも書面による意見の聴取及び議決を行った内容が住民に周知されているとはいえない状況となっている。

図表 1 - (1) - ④

図表 1 - (1) - ⑤

(2) 国庫補助事業に係る事業評価の適切な実施

【制度の概要】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日付け国総計第 97 号、国鉄財第 368 号、国鉄業第 102 号、国自旅第 240 号、国海内第 149 号、国空環第 103 号。最終改正：平成 27 年 4 月 9 日）第 3 条第 5 項によれば、地域公共交通の確保、維持、改善のために都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会は、補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局等の長に報告しなければならないこととされている。

また、地域公共交通確保維持改善事業実施要領（平成 23 年 4 月 1 日付け国総計第 5 号、国鉄財第 4 号、国鉄業第 4 号、国自旅第 20 号、国海内第 8 号、国空環第 5 号。最終改正：平成 27 年 4 月 9 日。以下「事業実施要領」という。）の 6. (1) ①によれば、地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業については、毎年度、協議会自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、協議会から地方運輸局等に報告する

図表 1 - (2) - ①

とともに、公表することとされている。

【調査結果】

今回、調査対象とした3市が平成24年度から26年度までの間に実施した「地域公共交通確保維持改善事業」（延べ8事業）について、当該事業の事業評価の実施状況を調査した結果、事業実施要領に基づき当該事業の自己評価結果の公表を行っている状況はみられなかった。

自己評価結果の公表を行っていない理由として、調査対象市では、i) 自己評価の結果が地域住民の不利益につながるものであると判断した場合は公表も必要と考えるが、現状ではそのように認識していないため（小松市及び珠洲市）、ii) 自己評価の実施時期が事業実施期間中であり、当該時点では、住民に公表できる段階までは事業が進捗していなかったため（白山市）等を挙げている。

石川運輸支局では、地域公共交通確保維持改善事業を実施した市町に対し、自己評価を実施し、当該結果を報告するとともに、速やかにホームページ等により公表するよう文書により周知を行っているとしているが、上述の状況は、当該文書周知事項の徹底が図られていなかったことによるものと考えられる。

③ 運営協議会の公開及び議事録の公表

【制度の概要】

道路運送法施行規則第51条の7によれば、運営協議会は、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送に関する協議を行うため、市町村長又は都道府県知事が主宰するものとされている。

また、「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自旅第145号（最終改正：平成27年4月1日付け国自旅第370号）国土交通省自動車交通局長通達）の別紙により示されている「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン」（以下「運営協議会ガイドライン」という。）によれば、運営協議会は、公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送の必要性、対価に関する事項等を協議するため設置するものとされており、運営協議会ガイドラインの2.（5）によれば、運営協議会の開催は、原則として公開とするが、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるとされている。

さらに、「自家用有償旅客運送制度の着実な取組に向けての対応について（平成23年6月30日付け国自旅第89号国土交通省自動車交通局旅客課長通達）」（以下「平成23年通達」という。）の1.（1）によれば、市町村担当者及び運営協議会構成員に対する自家用有償旅客運送制度の趣旨等の理解向上に向けた運輸支局の取組に関して、運営協議会は原則公開となっているが、傍聴に出席できない場合を考慮し、開催日時及び開催場所、議題、議事を記載した議事録について、主宰市町村に対して作成、公表を働きかけることとされている。

図表1-(2)-②

図表1-(3)-①

図表1-(3)-②

図表1-(3)-③

【調査結果】

今回、調査対象とした3市（小松市、珠洲市及び白山市）が主宰する運営協議会（このうち、珠洲市については、同市周辺2町と共同で「石川県珠洲市・穴水町・能登町福祉有償運送市町共同運営協議会」（以下「珠洲市・穴水町・能登町共同運営協議会」という。）を設置・主宰しており、白山市については、石川県及び同市周辺の5市町と共同で「石川県中央福祉圏域福祉有償運送市町共同運営協議会」（以下「中央福祉圏域共同運営協議会」という。）を設置・主宰している。）について、運営協議会の会議及び議事録の公開・公表状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

① 珠洲市等が主宰する「珠洲市・穴水町・能登町共同運営協議会」の設置要綱において、会議は原則として公開とする旨、規定されているところ、同運営協議会の開催に当たり、開催日時等に係る周知は行っておらず、実質的に住民に対する会議の公開を行っていないほか、同運営協議会に係る議事録の公表も行っていない。当該状況は、運営協議会ガイドラインに沿った運用とはいえないほか、平成23年通達の規定を踏まえた石川運輸支局の対応が十分ではなかったことによるものと考えられる。

なお、珠洲市・穴水町・能登町共同運営協議会は、平成24年度から26年度までの間に、3回開催されている。

また、当該状況について、珠洲市では、従来から珠洲市・穴水町・能登町共同運営協議会の会議の公開及び議事録の作成及び公表は行っていなかったが、平成27年度中に開催予定の同運営協議会の際に、会議の公開及び議事録の公表について検討したいとしている。

② 白山市等が主宰する「中央福祉圏域共同運営協議会」の協定書において、会議は原則として公開とする旨規定されているところ、同運営協議会の開催に当たっては、事務局である金沢市から報道機関に対し、同会議の取材に係る案内を行っており、当該報道により会議の結果は周知されるが、住民に対する会議の開催案内等の周知は特段行っておらず、実質的に住民に対する会議の公開を行っていないほか、同運営協議会に係る議事録の公表を行っていない。当該状況は、運営協議会ガイドラインに沿った運用とはいえないほか、平成23年通達の規定を踏まえた石川運輸支局の対応が十分ではなかったことによるものと考えられる。

なお、中央福祉圏域共同運営協議会は、平成24年度から26年度までの間に、6回開催されている。

当該状況について石川運輸支局では、平成23年通達の発出を受けて、電話連絡や運営協議会の場において口頭周知及び内容の説明を行っているとされているが、同通達の内容に係る文書周知までは行っておらず、「珠洲市・穴水町・能登町共同運営協議会」及び「中央福祉圏域共同運営協議会」の会議の公開及び議事録の公表状況についても把握していない。

図表1-(3)-④

図表1-(3)-⑤

図表1-(3)-⑥

図表1-(3)-⑤

(再掲)

【所見】

したがって、石川運輸支局は、交通会議及び運営協議会の適切な運営を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 交通会議を開催して協議・議決すべき案件について書面の郵送又は持ち回りによる意見の聴取及び議決を行っている市町並びに議事概要の公表を行っていない市町に対し、その実態を把握した上で、交通会議ガイドラインに沿って運用を行うよう助言すること。
- ② 地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価結果を公表していない市町に対し、事業実施要領に基づき公表するよう指導するとともに、今後、当該事業を実施する市町に対し、同様に公表するよう、なお一層の周知を行うこと。
- ③ 運営協議会の公開及び議事録の公表をしていない市町に対し、その実態を把握した上で、運営協議会ガイドライン及び平成 23 年通達に沿って公開・公表するよう助言すること。

図表 1 - (1) - ① 交通会議の協議等に関する根拠法令

○ 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）（抄）

（目的）

第 1 条 この法律は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第 9 条 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、（中略）において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2（略）

3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第 1 項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第 1 項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

5（以下略）

○ 道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）（抄）

（法第 9 条第 4 項の合意しているとき）

第 9 条の 2 法第 9 条第 4 項の合意しているときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び第 49 条第 1 号に規定する市町村運営有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において協議が調っているときとする。

（注）下線は当事務所が付した。

図表 1 - (1) - ② 地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について（平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 161 号（一部改正：平成 25 年 4 月 10 日付け国自旅第 633 号）国土交通省自動車交通局長通達）（抜粋）

今般の道路運送法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 40 号）の衆議院国土交通委員会及び参議院国土交通委員会の附帯決議において、地域の需要に即した乗合運送サービスの運行形態等について協議を行う新たな協議会組織が多く地方公共団体で設置され、関係者の意見等が反映されるよう関係者に対し本法改正の趣旨の周知徹底を図ることとされていることから、別紙のとおり「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」を作成したので、各地方公共団体その他の関係者と連携を図りつつ、地域公共交通会議の場を活用して地域の需要に対応した乗合輸送サービスの提供が図られるよう遺漏なきを期されたい。

（中略）

（別紙）

地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン

1 地域公共交通会議の目的

地域公共交通会議は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項を協議するため設置するものとし、地域の需要に即した乗合運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。

2 地域公共交通会議の設置及び運営

(1)～(4)（略）

(5) 地域公共交通会議の開催は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。

なお、委員の招集が困難である場合等にあつては、地域公共交通会議があらかじめ定める方法により行う判断に基づき、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決（道路運送法第 79 条の 6 第 1 項に定める有効期間の更新の登録に係るものに限る。）を行うことができるものとする。

(6)（以下略）

（注）1 本通達は、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長宛て発出されたものである。

2 下線は当事務所が付した。

図表 1-(1)-③ 調査対象市における交通会議の開催状況（委員を招集して開催したもの）
及び同会議の周知方法

(単位：回)

自治体名	交通会議の開催回数 (委員を招集して開催したもの)			会議の周知方法
	平成 24 年度	25	26	
小松市	2	1	1	・報道機関に対する会議開催に係る報道依頼
珠洲市	2	1	1	・開催日時や場所等に係るケーブルテレビでの周知
白山市	2	2	4	・開催日時や場所等に係るケーブルテレビでの周知

(注) 当事務所の調査結果による。

図表 1-(1)-④ 調査対象市における書面による意見の聴取及び議決の実施状況

(単位：回、件)

自治体名	年度	実施回数	実施日	書面による意見の聴取及び議決を行った案件の概要	案件数
小松市	25	1	H25. 6. 26	○ 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定	1
	26	1	H26. 6. 25	○ 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定	1
珠洲市	25	4	H25. 7. 10	○ 地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書の提出	5
			H25. 11. 19	◎ 小屋線の実証運行	
			H26. 3. 7	・ 小屋線の運行改定案 ・ のりタク三崎方面の廃止	
			H26. 3. 12	○ 地域内フィーダー系統確保維持計画変更認定申請書の提出	
	26	5	H26. 5. 13	○ 地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請	7
H26. 6. 6	・ 平成 25 年度決算報告・事業報告 ・ 平成 26 年度事業				
H26. 8. 29	◎ 市営バス小屋線及びのりタク小屋線の利用料金の変更				
H26. 12. 15	・ 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の提出 ・ 市営バスすずらんフリー乗車券の作成				
白山市	25	1	H26. 1. 29	・ コミュニティバスダイヤの一部修正	1
	26	0	—	—	0
計		12			15

- (注) 1 調査対象とした市の資料に基づき当事務所が作成した(改正地域公共交通ガイドラインにおいて、書面による意見の聴取及び議決に係る事項が示された平成 25 年 4 月 10 日以降に、地域住民の生活に必要な乗合旅客の運送及び市町村運営有償運送に係る案件に関して書面による意見の聴取及び議決を行った状況について作成した。)
- 2 ◎印は、上記 1 に記載した案件のうち、道路運送法第 9 条第 4 項に基づく乗合旅客の運送の運賃等に係る案件であることを示す。
- 3 ○印は、上記 1 に記載した案件のうち、地域公共交通確保維持改善事業の計画策定及び認定に係る案件であることを示す。

図表 1 - (1) - ⑤ 調査対象市における書面による意見の聴取及び議決を行った案件に係る議事概要の公表状況等

自治体名	公表の状況	左記の理由
小松市	公表していない	○ 議事概要の公表については、その必要性が薄いと判断したため、公表していない。 なお、市が住民にとって重要と判断した案件（コミュニティバスのルート及び時刻の変更）については、ホームページや広報紙等においてその内容を広報している。
珠洲市	公表していない	○ 議事概要の公表については、その必要性が薄いと判断したため、公表していない。 なお、住民に直接影響する案件については、該当地区の住民や代表者に対し、事前説明や結果報告を行っているほか、住民にとって不利益となる案件については、広報紙等での周知に努めている。
白山市	公表していない	○ 議事概要の公表については、その必要性が薄いと判断したため、公表していない。 なお、市が住民にとって重要と判断した案件（コミュニティバスのルート及び時刻の変更）については、ホームページや広報紙等においてその内容を広報している。

(注) 当事務所の調査結果による。

図表 1 - (2) - ① 補助事業に関する関係規程

○ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日付け国総計第 97 号、国鉄財第 368 号、国鉄業第 102 号、国自旅第 240 号、国海内第 149 号、国空環第 103 号）（抜粋）

(目的)

第 1 条 この補助金は、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

一 「生活交通確保維持改善計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会（以下「協議会」という。）又は都道府県若しくは市区町村が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。

二 「地域公共交通確保維持事業」とは、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実情に最適な交通手段を確保・維持するために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画、地域内フィーダー系統確保維持計画、離島航路確保維持計画及び離島航空路確保維持計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。

三～六（略）

七 「地域公共交通調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。

イ 地域公共交通確保維持事業又は地域公共交通バリア解消促進等事業による補助を受けようとする事業について定める生活交通確保維持改善計画等の計画を策定するために必要な調査を行

う事業
ロ（以下略）

（協議会）

第3条 前条第1項第一号の協議会は、以下の者によって構成される。

- 一 関係する都道府県又は市区町村
- 二 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
- 三 地方運輸局又は地方航空局
- 四 その他地域の生活交通の実情、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者

2～4（略）

5 協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は地方航空局の長に報告しなければならない。

○ 地域公共交通確保維持改善事業実施要領（平成23年4月1日付け国総計第5号、国鉄財第4号、国鉄業第4号、国自旅第20号、国海内第8号、国空環第5号）（抜粋）

6 事業評価について

(1) 事業評価の実施

① 自己評価（一次評価）

地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業については、毎年度、協議会自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通調査等事業にあつては、補助金の交付を受けようとする会計年度の1月末までに、地域公共交通バリア解消促進等事業にあつては、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の1月末までにそれぞれ協議会から、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局又は沖縄総合事務局に報告するとともに、公表することとする。

(注) 1 本要綱・要領は、平成27年4月9日付けで改正された現行の標記規程の内容を記載した。

2 下線は当事務所が付した。

図表1-(2)-② 調査対象市における補助事業の活用状況

自治体名	地域公共交通確保維持改善事業					
	地域公共交通確保維持事業 (地域内フィーダー系統確保維持計画に係るもの)			地域公共交通調査事業		
	平成24年度	25	26	平成24年度	25	26
小松市	○	○	○	—	—	—
珠洲市	○	○	○	○	—	—
白山市	—	—	—	—	—	○
計	2事業	2事業	2事業	1事業	—	1事業

(注) 当事務所の調査結果による。

図表 1 - (3) - ① 運営協議会の協議等に関する根拠法令

○ 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）（抄）

（登録）

第 79 条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第 79 条の 2 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 行おうとする自家用有償旅客運送の種別（国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別をいう。次号において同じ。）
- 三 路線又は運送の区域、事務所の名称及び位置、事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（以下「自家用有償旅客運送自動車」という。）の数その他の自家用有償旅客運送の種別ごとに国土交通省令で定める事項
- 四 運送しようとする旅客の範囲

2 前項の申請書には、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（登録の拒否）

第 79 条の 4 国土交通大臣は、第 79 条の 2 の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一～四（略）

五 申請に係る自家用有償旅客運送に関し、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体、住民その他の国土交通省令で定める関係者が、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて合意していないとき。

六（以下略）

○ 道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）（抄）

（法第 79 条の 4 第 1 項第 5 号の合意していないとき）

第 51 条の 7 法第 79 条の 4 第 1 項第 5 号の合意していないときは、市町村運営有償運送にあつては法第 79 条の 2 の規定による登録の申請に係る当該運送について地域公共交通会議又は協議会において、公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送にあつては同条の規定による登録の申請に係る当該運送について運営協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する協議会をいう。以下同じ。）において協議が調っていないときとする。

（注）下線は当事務所が付した。

図表 1 - (3) - ② 運営協議会に関する国土交通省としての考え方について（平成 18 年 9 月 15 日付け
国自旅第 145 号（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日付け国自旅第 370 号）国土交通省自動
車交通局長通達）（抜粋）

今般の道路運送法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 40 号）の衆議院国土交通委員会及び参議院国土交通委員会の附帯決議において、運営協議会の設置の促進とそこでの合意形成が図られるよう、地方公共団体に対し本法改正の趣旨を周知徹底することとされていることから、別紙のとおり「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン」を作成したので、各地方公共団体等の関係者とも連携を図りつつ、運営協議会の場を活用して地域の実情に対応した自家用有償旅客運送の提供が図られるよう遺漏なきを期されたい。

（中略）

（別紙）

運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン

1 運営協議会の目的

運営協議会は、公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の自家用有償旅客運送を実施するに当たり必要となる事項を協議するため設置するものとする。運営協議会は、公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送が地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に寄与するよう自家用有償旅客運送者に必要な指導・助言を行うよう努めるものとする。

2 運営協議会の設置及び運営

(1)～(4)（略）

(5) 運営協議会の開催は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。

なお、委員の招集が困難である場合等にあつては、運営協議会があらかじめ定める方法により行う判断に基づき、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決（道路運送法第 79 条の 6 第 1 項に定める有効期間の更新の登録に係るものに限る。）を行うことができるものとする。

(6)（以下略）

（注） 1 本通達は、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長宛て発出されたものである。

2 下線は当事務所が付した。

図表 1 - (3) - ③ 自家用有償旅客運送制度の着実な取組みに向けての対応について（平成 23 年 6 月 30 日付け国自旅第 89 号国土交通省自動車交通局旅客課長通達）（抜粋）

運営協議会の運営等については、平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 142 号自動車交通局長通達「過疎地有償運送の登録に関する処理方針について」及び同日付け国自旅第 143 号自動車交通局長通達「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」、平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 145 号自動車交通局長通達「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」等により取り扱っているところである。

他方、自家用有償旅客運送制度創設から 4 年を経過するなか、運営協議会の協議において合意形成に必要な以上の制約が課されることで必要な輸送サービスが確保されない場合や、運営協議会の開催を求めたが長期間開催されない地域があるなど、自家用有償旅客運送制度に関する地域の取組みに大きな格差がある等の指摘があった。

これを踏まえ、本年 1 月に学識経験者、運送事業者団体、NPO 団体、労働組合等を委員として「運営協議会における合意形成のあり方検討会」を設置し、その検討結果である課題及び改善策を報告書として取りまとめたところである。

今般、取りまとめた報告書における改善策に対する対応について、下記のとおり整理することとしたので、了知のうえ、運営協議会の主宰者である市町村事務局と連携を図りつつ、自家用有償旅客運送制度が適切、かつ、確実に実施されるよう努められたい。

（中略）

記

1. 市町村担当者及び運営協議会構成員に対する自家用有償旅客運送制度の趣旨等の理解向上に向けた取組み

(1) 運輸支局は、運営協議会を主宰する市町村と積極的に連携を図り、両者協力しつつ運営協議会を運営することとする。

また、運営協議会は原則公開となっているが、傍聴に出席できない場合を考慮し、開催日時及び開催場所、議題、議事を記載した議事録について、主宰市町村に対して作成、公表を働きかけることとする。

(2) （以下略）

（注） 1 本通達は、各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長宛て発出されたものである。

2 下線は当事務所が付した。

図表 1 - (3) - ④ 石川県珠洲市・穴水町・能登町福祉有償運送市町共同運営協議会設置要綱（抜粋）

○ 石川県珠洲市・穴水町・能登町福祉有償運送市町共同運営協議会設置要綱（平成 19 年 10 月 1 日施行）（抜粋）

（名称）

第 1 条 この会の名称は、石川県珠洲市・穴水町・能登町福祉有償運送市町共同運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

（目的）

第 2 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）の規定に基づき、珠洲市、穴水

町及び能登町（以下「関係市町」という。）の地域における福祉有償運送の必要性、並びにこれを行う場合における旅客から収受する対価その他自家用旅客運送の適正な運営の確保に関して協議するため協議会を設置し、もって有償運送の適正な運営を確保し、住民の福祉の向上を図ることを目的とする。

（協議会の主宰）

第3条 関係市町は、協議会を共同で設置し、主宰する。

（庶務）

第4条 協議会の事務局は、関係市町が建制順に担当し、福祉有償運送所管課が庶務を処理するものとし、その期間は2年間とする。

2 事務局を置く市町（以下「事務局市町」という。）が行う事務は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の開催及び運営に関する事項
- (2) 協議会における協議の結果の通知に関する事項
- (3) その他協議会の円滑な運営に関する事項

3 その他関係市町の福祉有償運送所管課は、福祉有償運送に関する相談及び苦情等に対応するよう努めるものとする。

（協議事項）

第5条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 法第79条の規定による自家用有償旅客運送の登録（法第79条の6第1項の規定による有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定による変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 有償運送許可取得後の実施状況等の妥当性に関する事項
- (3) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (4) 協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関し協議会が必要と認める事項

第6条～第8条 （略）

（会議）

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができないものとする。
- 3 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、地域福祉の向上に資するため、誠意をもって責任ある議論を行うよう、努めるものとする。
- 5 協議会の説明員として運送主体の代表者を協議会に参加させることができる。
- 6 会議は原則として公開とする。ただし、個人情報^(注)の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

第10条（以下略）

（注）下線は当事務所が付した。

図表 1 - (3) - ⑤ 調査対象市における運営協議会の開催状況及び同会議の周知方法等

(単位：回)

自治体名 (運営協議会の名称)	運営協議会の開催回数			会議の周知方法等
	平成 24年度	25	26	
小松市 (小松市地域公共交通活性化協議会 福祉有償運送運営専門部会)	1	1	2	・住民に対する開催案内等の周知は特段行っていないが、議事録の公表は行っている。
珠洲市 (石川県珠洲市・穴水町・能登町福 祉有償運送市町共同運営協議会)	1	1	1	・運営協議会の開催に係る周知は行っていない。 ・運営協議会の議事録の公表を行っていない。
白山市 (石川県中央福祉圏域福祉有償運 送市町共同運営協議会)	2	2	2	・運営協議会の開催に当たり、報道機関に対し 会議の取材に係る案内を行っているが、住民に 対する開催案内等の周知は特段行っていない。 ・運営協議会の議事録の公表を行っていない。

(注) 当事務所の調査結果による。

図表 1 - (3) - ⑥ 石川県中央福祉圏域福祉有償運送市町共同運営協議会の設置に関する協定書(抜粋)

○ 石川県中央福祉圏域福祉有償運送市町共同運営協議会の設置に関する協定書(平成 18 年 1 月 10 日施行)(抜粋)

(名称)

第 1 条 協議会の名称は、石川県中央福祉圏域福祉有償運送市町共同運営協議会(以下「運営協議会」という。)とする。

(設置及び運営)

第 2 条 運営協議会は、共同設置市町が協働で設置し、及び運営する。

(事務局)

第 3 条 運営協議会の事務局は、当分の間、金沢市の福祉有償運送所管課が担当し、その庶務を処理するものとする。

2 事務局を担当する市町(以下「事務局市町」という。)が行う事務は、次のとおりとする。

- (1) 運営協議会の開催及び運営に関する事項
- (2) 運営協議会における協議の結果の通知に関する事項
- (3) その他運営協議会の円滑な運営に関する事項

(運営協議会の協議事項)

第 4 条 運営協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 福祉有償運送の必要性及び旅客の安全並びに利便の確保に係る方策等に関する事項
- (2) 福祉有償運送に係る登録及び更新の申請内容に関する事項
- (3) 福祉有償運送に係る課題及び問題に関する事項
- (4) その他福祉有償運送の適正な実施に関し必要があると認める事項

第5条 (略)

(運営協議会の会議)

第6条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 運営協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、書面をもって委任を行った者については、これを出席者とみなす。
- 3 協議会の議事は、委員の合議をもって決し、協議が整わないときは、会長の決するところによる。
- 4 運営協議会の会議は、原則として、公開するものとする。
- 5 運営協議会は、必要があると認めるときは、協議事項に関係のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第7条 (以下略)

(注) 1 本協定書第2条に定める「共同設置市町」とは、金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町及び内灘町の6市町である。

- 2 下線は当事務所が付した。

2 輸送の安全確保対策の推進

通 知	説明図表番号
<p>(1) 運転者の健康状態の把握等の適切な実施</p> <p>【制度の概要】</p> <p>旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号。以下「運輸規則」という。）第 47 条の 9 及び第 48 条等の規定に基づき、運行管理者を選任することとされており、当該運行管理者は、乗務前及び乗務後に、運転者に対して安全な運転をすることができないおそれの有無の確認等を行い、その内容を記録しなければならないとされている。</p> <p>また、旅客自動車運送事業者は、運輸規則や「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成 26 年 4 月 18 日国土交通省自動車局、自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会改訂。以下「健康管理マニュアル」という。）等に基づき、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく健康診断等を実施し、運転者の健康状態を把握する必要があるとされている。</p> <p>一方、自家用有償旅客運送者（以下「運送者」という。）は、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号。以下「施行規則」という。）第 51 条の 17 等の規定に基づき、運行管理の責任者を選任することとされており、当該運行管理の責任者は、乗務前に、運転者に対して安全な運転をすることができないおそれの有無の確認等を行い、その内容を記録しなければならないとされている。</p> <p>なお、「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」（平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 141 号国土交通省自動車交通局長通達。以下「処理方針」という。）等では、運送者は、運行管理の責任者が不在となる場合は、事前に代行者を定め、適切な運行管理の実施を確保することとされている。</p> <p>また、運送者は、施行規則第 51 条の 19 第 1 項に基づき、運転者ごとに、運転者の健康状態等を記載した台帳を作成しなければならないとされている。</p> <p>なお、石川運輸支局は、「自家用有償旅客運送の運転者の健康状態の把握方法については明確な定めがないことから、健康管理マニュアルに基づいて対応することが望ましい」としている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、調査対象とした 5 運送者^{注1}（珠州市、白山市及び 3 NPO 法人等。以下同じ。）及び市から委託を受けてコミュニティバスを運行している 2 旅客自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）について、運転者への安全な運転のための確認等の実施状況、及び運転者の健康状態の把握状況を調査した結果、次のとおり、適切に実施されていないものが 2 運送者（白山市及び 1 NPO 法人等）みられた。</p> <p>（注 1）珠州市及び白山市は、自家用有償旅客運送の登録を受け、同運送の運行を運送事業者等に委託している。</p> <p>① 運行管理の責任者又はその代行者が運転者への安全な運転のための確認等を行っているが、勤務時間の都合上、責任者及びその代行者が不在の場合に、</p>	<p>図表 2 - (1) - ①</p> <p>図表 2 - (1) - ②</p> <p>図表 2 - (1) - ③</p>

当該確認等が実施されないまま運転者が乗務している例がみられるもの（1 運
送者：1 N P O 法人等）

② 制度の不知又は業務多忙のため、安全な運転の確認等の内容が記録されてい
ないもの（2 運送者：白山市及び1 N P O 法人等）

また、上記2 運送者では、全て又は一部の運転者について、健康診断等による
定期的な健康状態の把握が実施されていない状況がみられた。

その原因として、2 運送者では、当該運転者がボランティアの運転者であるこ
とから、正規職員等の労働者と異なり、労働安全衛生法に基づく定期健康診断が
実施されていなかったことが挙げられる。

さらに、上記2 運送者とも、ボランティアの運転者に対し、健康診断等その他
の方法で運転者の健康状態を把握しなければならないという認識はなかったと
しており、運転者の健康状態を把握することの重要性が十分に理解されていると
は言えない状況がみられた。

なお、石川運輸支局は、自家用有償旅客運送の登録証の交付時^{注2}において、
運送者に対し、自家用有償旅客運送の運営に当たって留意すべき事項を記載した
文書を送付しており、当該文書には、運転者への安全な運転のための確認等に関
する事項が記載されている。

一方、運転者の健康状態の把握について、石川運輸支局は、処理方針において、
運送者が運転者に健康診断を実施し、健康状態を把握しなければならない旨の記
載はないことから、運送者に対して特別な指導は行っていないとしている。

（注2）道路運送法（昭和26年法律第183号）及び施行規則により、石川運輸支局等は、
自家用有償旅客運送の登録を行った場合、申請者に対し登録証を交付することとされ
ており、登録の有効期間は、原則2年間（従前の有効期間内に運送者の業務について
是正のための命令を受けていないなどの要件を満たした場合は3年間）とされてい
る。

② 自家用有償旅客運送自動車への表示等の適切な実施

【制度の概要】

運送者は、施行規則第51条の23第1項及び第3項に基づき、自家用有償旅客
運送自動車の両側面に名称、「有償運送車両」の文字及び登録番号を記載した標
章を見やすいように表示するとともに、自動車に登録証の写しを備え置かなけれ
ばならないとされている。

また、市町村運営有償運送を行う運送者は、施行規則51条の24に基づき、自
家用有償旅客運送自動車内に運転者の氏名や旅客から収受する対価等に関する
事項を掲示しなければならないとされている。

【調査結果】

今回、調査対象とした5 運送者について、自家用有償旅客運送自動車への表示
等の状況を調査した結果、次のとおり、いずれの運送者においても、一部の事項
について適切な表示等がなされていない状況がみられた。

① 自家用有償旅客運送自動車の両側面に登録番号が表示されていないもの（1

図表2-②

図表2-(1)-③

<p>運送者：1 N P O 法人等)</p> <p>② 自家用有償旅客運送自動車の片側面にしか「有償運送車両」の文字等の表示がされていないもの（1 運送者：1 N P O 法人等）</p> <p>③ 自家用有償旅客運送自動車に登録証の写しが備え置かれていないもの（4 運送者：珠洲市、白山市及び2 N P O 法人等）</p> <p>④ 自家用有償旅客運送自動車内に旅客から収受する対価等が掲示されていないもの（1 運送者：白山市）</p> <p>石川運輸支局は、自家用有償旅客運送の登録証の交付時において、運送者に対し、自家用有償旅客運送の運営に当たって留意すべき事項を記載した文書を送付しており、当該文書には、自家用有償旅客運送自動車への表示等に関する事項が記載されている。</p> <p>しかし、上記の運送者は、適切な表示等がされていない理由について、制度の不知や失念を挙げている。</p>	<p>(再掲)</p>
<p>(3) 車両の点検整備の適切な実施</p> <p>【制度の概要】</p> <p>運送者及び旅客自動車運送事業者は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 47 条の 2 に基づき、自動車の種別等に応じて、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期や、1 日 1 回運行の開始前に日常点検整備を実施しなければならないとされている。</p> <p>また、運送者及び旅客自動車運送事業者は、同法第 48 条に基づき、自動車の種別等に応じて、定められた期間ごとに定期点検整備を実施しなければならないとされている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、調査対象とした 5 運送者及び 2 運送事業者について、運送に使用している車両の一部を抽出し、その点検整備の実施状況を調査した結果、制度の不知や点検時期の失念等のため、次のとおり、車両の点検整備が適切に実施されていないものが 4 運送者（珠洲市、白山市及び 2 N P O 法人等）みられた。</p> <p>① 走行距離等から判断した適切な時期に点検が実施されていないもの（1 運送者：白山市）</p> <p>② 1 年ごとの定期点検整備が適切に実施されていないもの（3 運送者：珠洲市及び 2 N P O 法人等）</p> <p>なお、石川運輸支局は、車両の点検整備については道路運送車両法等でその点検頻度等が規定されていることから、これまでに運送者に対して特別な指導は行っていないとしている。</p>	<p>図表 2 - (3)</p> <p>図表 2 - (1) - ③ (再掲)</p>
<p>(4) 輸送実績の正確な把握</p> <p>【制度の概要】</p> <p>運送者及び旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業等報告規則（昭和 39 年運輸省令第 21 号。以下「報告規則」という。）第 2 条及び第 2 条の 2 に基</p>	<p>図表 2 - (4) - ①</p>

づき、運送に係る路線又は運送の区域を管轄する運輸支局長に対し、毎年5月31日までに輸送実績報告書を提出しなければならないとされている。

輸送実績報告書では、前年の4月1日から3月31日までの期間に係る概況(自動車数や路線、運送の区域等)及び輸送実績(走行キロや輸送人員等)、事故件数(交通事故件数や重大事故件数、死者数等)等を記載することとされている。

事故件数のうち、交通事故件数は道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条第1項に規定されている交通事故の件数、重大事故件数は自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条に規定されている事故の件数を記載することとされている。

一方、上記のほか、運送者は、施行規則第51条の21第2項に基づき、自家用有償旅客自動車に係る事故が発生した場合には、事故の概要や事故の原因等を記録することとされており、旅客自動車運送事業者においても、運輸規則第26条の2に基づき、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、同様の事項を記録しなければならないとされている。

【調査結果】

ア 輸送実績報告書の提出状況

石川運輸支局では、運送者の輸送実績の把握や自家用有償旅客運送が適切に運用されているかの確認、同運送の有効期間の更新登録の申請時における登録の認否の判断資料等として輸送実績報告書が活用されている。

しかし、今回、石川運輸支局管内の54運送者について、調査時点(平成27年9月7日現在)における26年度の輸送実績報告書の提出状況を調査した結果、未提出が3運送者(5.6%)みられた。

当該3運送者について、調査時点における平成24年度及び25年度の輸送実績報告書の提出状況を調査した結果、i)いずれの年度も未提出であったものが1運送者、ii)25年度分が未提出であったものが1運送者みられた。

また、調査時点で輸送実績報告書を提出済みである51運送者(94.4%)について、その提出時期を調査した結果、報告規則で定められた報告期限(毎年5月31日。以下「法定期限」という。)を超過しているものが34運送者(報告書を提出済みである51運送者の66.7%)みられた。

石川運輸支局は、法定期限内に輸送実績報告書が提出されなかった運送者に対し、文書や口頭で督促しているが、今回、調査対象とした5運送者について、調査時点における平成24年度から26年度までの輸送実績報告書の提出状況を調査した結果、i)3年度とも未提出であるものが1運送者(白山市)、ii)3年度とも法定期限を超過しているものが1運送者(珠洲市)、iii)25年度分及び26年度分が法定期限を超過しているものが2運送者(2NPO法人等)みられた。

イ 輸送実績報告書の記載状況

(7) 交通事故件数の記載状況

石川運輸支局では、輸送に伴う交通事故の発生状況を正確に把握するとともに、その発生状況に応じて、運送者や運送事業者に対して必要な指導等を行い、

図表2-(4)-②

図表2-(4)-③

図表2-(4)-④

図表2-(4)-⑤

図表2-(4)-⑥

輸送の安全確保を図るため、輸送実績報告書により交通事故の発生件数を報告させている。

今回、調査対象とした4運送者（珠洲市及び3NPO法人等）^{注3}及び2運送事業者では、平成24年度から26年度までの輸送実績報告書によると、当該期間に発生した交通事故件数は2件（負傷者なし）となっている。

一方、上記の4運送者及び2運送事業者では、施行規則に基づき、平成24年度から26年度までの間において14件の事故^{注4}が記録されていた（このうち2件が輸送実績報告書で報告済みとなっている。）。

（注3）今回、調査対象とした白山市については、調査時点において輸送実績報告書が提出されていなかったため、調査対象数から除外した（以下、本項目イにおいて同様）。

なお、白山市は平成27年9月30日付けで石川運輸支局に輸送実績報告書を提出済みである。

（注4）運送事業者は、市から委託を受けて運行しているコミュニティバスに係る事故を対象とする。

なお、当該「事故」は、施行規則又は運輸規則に基づき、運送者等が事故の概要等を記録するものであり、「事故」の定義は明確となっていない。そのため、報告規則に基づき、運送者等が輸送実績報告書に記載する「交通事故件数」とは必ずしも一致していない（上記「制度の概要」参照）。

当該14件の事故のうち、輸送実績報告書で報告されていない12件の事故をみると、i) 報告済みである2件と類似しているもの、ii) 同一の運送者の中でも報告の有無に統一性がないもの、iii) 車両の接触事故により運転者が負傷しているものや、車両が損壊し輸送に支障が生じているものがあり、報告済みである2件の事故に比べて事故の程度が重いと考えられるものがみられた。

また、これらの事故について、石川運輸支局は、「輸送実績報告書で報告すべき交通事故に該当するか否かは、運送者及び運送事業者が警察に確認して判断するものであり、当支局では判断できない」としているが、運送者及び運送事業者の中には、i) どのような事故を交通事故として報告すればよいか分からない、ii) 重大事故に比べて軽微であるため、交通事故を報告しなければならない旨の認識はなかったとするものがみられた。

上記のことから、石川運輸支局は、輸送実績報告書で正確な交通事故件数を把握することができていないおそれがある。

なお、石川運輸支局は、運送者及び運送事業者に対し、輸送実績報告書で報告すべき交通事故の具体例等を周知したことはないとしており、同報告書で報告された交通事故の概要を確認するなどの取組を行ったこともないとしている。

(イ) その他の報告事項の記載状況

今回、調査対象とした4運送者及び2運送事業者について、平成26年度の輸送実績報告書の記載内容を調査した結果、次のとおり、運送する旅客の範囲及び数などが正確に記載されていないものが3運送者みられた。

図表2-(4)-⑦

① 「路線（キロメートル）又は運送の区域」欄が空欄となっているもの（1 運送者：1 NPO法人等）

② 「運送する旅客の範囲及び数」欄が空欄となっているもの（1 運送者：1 NPO法人等）

③ 「運送する旅客の範囲及び数」欄について、旅客の身体状況等ごとに人数が記載されていないもの（1 運送者：1 NPO法人等）

また、上記3 運送者のうち1 運送者では、平成 25 年度及び 24 年度の輸送実績報告書においても記載内容に同様の誤りがみられた。

なお、石川運輸支局は、輸送実績報告書の記載内容に誤りがあれば、担当者が運送者に対して口頭で指摘している場合もあるが、輸送実績報告書の再提出までは求めているとしている。

【所見】

したがって、石川運輸支局は、運送者及び運送事業者に対し、輸送の安全を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 運送者に対し、運転者への安全な運転のための確認等に係る法令等の規定を改めて周知するとともに、当該確認等を適切に行っていない運送者に対し、法令等の規定を遵守するよう指導すること。

また、運送者に対し、運転者の健康状態を把握する重要性やその実施方法等を周知するとともに、当該把握を適切に行っていない運送者に対して指導すること。

② 運送者に対し、自家用有償旅客運送自動車への表示等に係る法令等の規定を改めて周知するとともに、当該表示等を適切に行っていない運送者に対し、法令等の規定を遵守するよう指導すること。

③ 運送者に対し、車両の日常点検整備や定期点検整備に係る法令等の規定を周知するとともに、当該点検整備を適切に行っていない運送者に対し、法令等の規定を遵守するよう指導すること。

④ 輸送実績報告書を法定期限内に提出していない運送者に対し、報告規則で定められた輸送実績報告書の提出期限を遵守するよう指導すること。

⑤ 運送者及び運送事業者に対し、輸送実績報告書で報告すべき交通事故について、これまでの報告事例や報告に当たって確認すべき事項等を周知するとともに、交通事故件数を正確に報告するよう指導すること。

また、輸送実績報告書の記載内容に誤りがある場合は、当該運送者に対し、同報告書を正確に記載するよう指導すること。

図表 2 - (1) - ① 運転者の健康状態の把握等に関する根拠法令等（旅客自動車運送事業者）

○ 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）（抄）

（過労防止等）

第 21 条 （略）

2～4 （略）

5 旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

6・7 （略）

（点呼等）

第 24 条 旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。）により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。

一 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 47 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による点検の実施又はその確認

二 酒気帯びの有無

三 疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無

2 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対して対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行状況について報告を求め、並びに酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。（中略）。

3 （略）

4 旅客自動車運送事業者は、第 1 項及び第 2 項の規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を 1 年間保存しなければならない。

一～五 （略）

（乗務員台帳及び乗務員証）

第 37 条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者ごとに、第一号から第八号までに掲げる事項を記載し、かつ、第九号に掲げる写真をはり付けた一定の様式の乗務員台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならない。

一～六 （略）

七 運転者の健康状態

八・九 （略）

2～4 （略）

（運行管理者等の選任）

第 47 条の 9 旅客自動車運送事業者は、次の表の第 1 欄に掲げる事業の種別に応じ、それぞれ同表の第 2 欄に掲げる営業所ごとに同表の第 3 欄に掲げる種類の運行管理者資格者証（以下「資格者証」という。）を有する者の中から、同表の第 4 欄に掲げる数以上の運行管理者を選任しなければならない

い。

(表略)

2～5 (略)

(運行管理者の業務)

第 48 条 旅客自動車運送事業の運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一～五の 2 (略)

六 事業用自動車の運転者に対し、第 24 条の点呼を行い、報告を求め、確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。

七～二十 (略)

2・3 (略)

○ 旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について(平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号・国自旅第 161 号・国自整第 149 号(最終改正:平成 27 年 11 月 9 日付け国自安第 155 号・国自旅第 229 号・国自整第 239 号)国土交通省通達)(抜粋)

第 21 条 過労防止等

(5) 健康状態の把握及び疾病・疲労等のある乗務員の乗務禁止(第 5 項)

① 「健康状態の把握」とは、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 66 条第 1 項に基づく健康診断、同条第 4 項の指示を受けて行うべき健康診断、同条第 5 項ただし書きの場合において運転者が受診する健康診断を行うことをいう。

○ 事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル(平成 22 年 7 月 1 日国土交通省自動車局、自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会策定、26 年 4 月 18 日改訂)(抜粋)

第 4 章 就業、乗務及び運行における判断と対処

(略)

1. 就業における判断・対処

1. 1. 運転者の健康状態の把握

(1) 定期健康診断の結果を踏まえた健康状態の把握(義務)

<旅客自動車運送事業運輸規則第 21 条第 5 項及び第 48 条第 1 項第 4 号の 2 及び第 5 号の 2、(中略)>
事業者は、運転者に対して雇入れ時及び定期の健康診断を実施することが義務づけられており、同健康診断により運転者の健康状態を把握する必要がある。

健康診断は、1 年以内ごとに 1 回、定期的に行わなければならない。(中略)。

(後略)

(注) 下線は当事務所が付した。

図表 2 - (1) - ② 運転者の健康状態の把握等に関する根拠法令(運送者)

○ 道路運送法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 75 号)(抄)

(運行管理)

第 51 条の 17 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制の整備を行わなければならない。

2 (略)

3 第1項の責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一～三 (略)

四 自家用有償旅客運送自動車の運転者に対し、次条第1項の規定により確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存すること。

五～八 (略)

(安全な運転のための確認等及び乗務記録)

第51条の18 自家用有償旅客運送者は、乗務しようとする運転者に対して、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

2 (略)

(運転者台帳及び運転者証)

第51条の19 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者ごとに、次に掲げる事項を記載した運転者台帳を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。

一～六 (略)

七 運転者の健康状態

2・3 (略)

(注) 下線は当事務所が付した。

図表2-(1)-③ 不適切な運行管理等の状況

(単位：運送者、運送事業者)

区分	調査対象数	安全な運転のための確認等が不適切		運転者の健康状態の把握が不適切	自動車への表示等が不適切		点検整備が不適切	
		確認が不適切	確認結果が未記録		表示等が不適切	車内掲示が不適切	日常点検整備が不適切	定期点検整備が不適切
運送者	5	1	2	2	5	1	1	3
運送事業者	2	0	0	0	—	—	0	0

(注) 1 当事務所の調査結果による。

2 調査対象とした自動車は、運行に使用している自動車のうち、調査当日の運行状況や自動車の種別に応じて1台又は2台を抽出して調査した。

3 「自動車への表示等が不適切」欄の「表示等が不適切」には、自動車に登録証の写しが備え置かれていないものを含む。

図表2-(2) 自家用有償旅客運送自動車への表示等に関する根拠法令

○ 道路運送法施行規則(抄)

(自家用有償旅客運送自動車に関する表示等)

第51条の23 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合には、その自家用有償旅客運送自動車の両側面に、次に掲げる事項を記載した標章を見やすいように表示しなければならない。

一 名称

二 「有償運送車両」の文字

三 登録番号

2 (略)

3 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合には、登録証の写しを自家用有償旅客運送自動車に備えて置かなければならない。

(自家用有償旅客運送自動車内の掲示)

第 51 条の 24 市町村運営有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車内に、当該自家用有償旅客運送者の名称、当該自家用有償旅客運送自動車の運転者の氏名及び自動車登録番号並びに旅客から収受する対価に関する事項を旅客に見やすいように掲示しなければならない。

(注) 下線は当事務所が付した。

図表 2 - (3) 車両の点検整備に関する根拠法令

○ 道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号) (抄)

(日常点検整備)

第 47 条の 2 自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

2 次条第 1 項第一号及び第二号に掲げる自動車の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、前項の規定にかかわらず、一日一回、その運行の開始前において、同項の規定による点検をしなければならない。

3 (略)

(定期点検整備)

第 48 条 自動車 (小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第 1 項及び第 54 条第 4 項において同じ。) の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

一 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量 8 トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 三月

二 道路運送法第 78 条第 2 号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車 (国土交通省令で定めるものを除く。)、同法第 80 条第 1 項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 (前号に掲げる自家用自動車を除く。) 六月

三 前二号に掲げる自動車以外の自動車 一年

2 (略)

(注) 下線は当事務所が付した。

図表 2 - (4) - ① 輸送実績の報告に関する根拠法令

○ **旅客自動車運送事業等報告規則（昭和 39 年運輸省令第 21 号）（抄）**

（事業報告書及び輸送実績報告書）

第 2 条 旅客自動車運送事業者は、次の表の第 1 欄に掲げる事業者の区分に応じ、同表の第 2 欄に掲げる国土交通大臣又は当該事業者が経営する旅客自動車運送事業に係る路線若しくは営業区域が存する区域を管轄する地方運輸局長（以下「管轄地方運輸局長」という。）、運輸監理部長（以下「管轄運輸監理部長」という。）若しくは運輸支局長（以下「管轄運輸支局長」という。）に、同表の第 3 欄に掲げる報告書を、同表の第 4 欄に掲げる時期にそれぞれ 1 通提出しなければならない。

1 路線定期運行	(略)	(略)	(略)
又は路線不定期	(略)	(略)	(略)
運行を行う一般 乗合旅客自動車 運送事業者	管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長	第 2 号様式第 1 表及び第 2 表(その管轄区域に存する運行系統の部分に限る。)による輸送実績報告書	毎年 5 月 31 日まで
(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)

2 (略)

3 第 1 項の輸送実績報告書は、前年 4 月 1 日から 3 月 31 日までの期間に係るものとする。

4 (略)

（自家用有償旅客運送の輸送実績報告書）

第 2 条の 2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送に係る路線又は運送の区域が存する区域を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（中略）に、自家用有償旅客運送の種別ごとに第 6 号様式による輸送実績報告書を、毎年 5 月 31 日までに 1 通提出しなければならない。

2 前項の輸送実績報告書は、前年 4 月 1 日から 3 月 31 日までの期間に係るものとする。

（注）下線は当事務所が付した。

図表 2 - (4) - ② 一般乗合旅客自動車運送事業輸送実績報告書の様式

第2号様式(第2条関係)(日本工業規格A列4番)第1表

事業者番号		乗合
-------	--	----

〇〇運輸監理部又は〇〇運輸支局

路線定期運行・路線不定期運行 の別(該当事項を○で囲むこと)	路線定期運行 路線不定期運行
-----------------------------------	-------------------

一般乗合旅客自動車運送事業輸送実績報告書(年度)

あて

住所
事業者名
代表者名(役職名及び氏名)
電話番号

事業概況(年3月31日現在)

事業用自動車数(両)	
従業員数	()
路線(キロメートル)	
うち休止路線(キロメートル)	
うち競合路線(キロメートル)	
運行系統数(系統)	
競合している事業者名	

輸送実績(前年4月1日から本年3月31日まで)

	管轄区域内	全 国
事業用自動車		
延実在車両数(日車)		
延実働車両数(日車)		
走行キロ(キロメートル)		
うち実車キロ(キロメートル)		
輸送人員(人)		
うち定期(人)		
営業収入(千円)		
うち旅客運賃収入(千円)		

事故件数(前年4月1日から本年3月31日まで)

	管轄区域内	全 国
交通事故件数		
重大事故件数		
死者数		
負傷者数		

備考

- この報告書は、路線定期運行、路線不定期運行ごとに別業として作成すること。
- 事業概況については、許可(認可)を受けたすべての路線における当該事業について記載すること。
- 従業員数は、兼営事業がある場合は主として当該事業に従事している人数及び共通部門に従事している従業員については当該事業分として適正な基準により配分した人数とする。
- 従業員数の欄の()には、運転者数を記載すること。
- 管轄区域内の欄については、運輸監理部又は運輸支局の管轄区域ごとに当該運輸監理部又は運輸支局の管轄区域内のすべての営業所に配置されている事業用自動車の輸送実績及び事故件数について記載すること。
- 全国の欄にあつては、許可(認可)を受けた全ての路線における当該事業について記載すること。
- 交通事故とは、道路交通法(昭和23年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。
- 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいう。

図表 2 - (4) - ③ 自家用有償旅客運送輸送実績報告書の様式

第6号様式(第2条の2関係)

種別 市町村 公共交通空白地 福祉

自家用有償旅客運送輸送実績報告書(年度)

あて

住 所
 運送者名
 代表者名
 電話番号

概況(年3月31日現在)

		管轄区域内又は指定都道府県等の区域内		全 国
自家用有償旅客運送自動車数	寝台車(両)	()	()	()
	車いす車(両)	()	()	()
	兼用車(両)	()	()	()
	回転シート車(両)	()	()	()
	セダン等(両)	()	()	()
	バス(両)			
	計(両)	()	()	()
路線(キロメートル)又は運送の区域				
運送する旅客の範囲及び数				

輸送実績(前年4月1日から本年3月31日まで)

		管轄区域内又は指定都道府県等の区域内		全 国
走行キロ(キロメートル)				
輸送人員(人)又は運送回数(回)				
運送収入(千円)				

事故件数(前年4月1日から本年3月31日まで)

		管轄区域内又は指定都道府県等の区域内		全 国
交通事故件数				
重大事故件数				
死者数				
負傷者数				

備考

- 1 種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。
- 2 管轄区域内又は指定都道府県等の区域内の欄については、運輸監理部若しくは運輸支局の管轄区域ごと又は指定都道府県等の区域ごとに、当該運輸管理部若しくは運輸支局の管轄区域内又は指定都道府県等の区域内の公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送について、登録を受けた運送の区域別に記載すること。また、輸送実績及び事故件数については、当該運送の区域内にある全ての事務所に配置されている自家用有償旅客運送自動車について記載すること。
- 3 全国の欄にあっては登録を受けた全ての運送の区域における公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送について記載すること。
- 4 自家用有償旅客運送自動車数の欄の()には、軽自動車数を記載すること。
- 5 運送する旅客の範囲及び数については、福祉有償運送に係る道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第3号イからニまでに掲げる区分ごとの人数を記載すること。
- 6 輸送人員又は運送回数については、市町村運営有償運送を行う場合にあっては輸送人員を、公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行う場合にあっては運送回数を記載すること。
- 7 交通事故とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。
- 8 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいう。

図表 2 - (4) - ④ 輸送実績報告書で報告すべき交通事故に関する根拠法令等

○ 輸送実績報告書（様式）の備考（抜粋）

交通事故とは、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 72 条第 1 項の交通事故をいう。

○ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）（抄）

（交通事故の場合の措置）

第 72 条 交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員（以下この節において「運転者等」という。）は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者（中略）は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署（中略）の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

（危険防止の措置）

第 67 条 （略）

2 前項に定めるもののほか、警察官は、車両等の運転者が車両等の運転に関しこの法律（第 64 条第 1 項、第 65 条第 1 項、第 66 条、第 71 条の 4 第 3 項から第 6 項まで並びに第 85 条第 5 項及び第 6 項を除く。）若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反し、又は車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊（以下「交通事故」という。）を起こした場合において、当該車両等の運転者に引き続き当該車両等を運転させることができるかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該車両等の運転者に対し、第 92 条第 1 項の運転免許証又は第 107 条の 2 の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。

3・4 （略）

（注）下線は当事務所が付した。

図表 2 - (4) - ⑤ 事故の記録に関する根拠法令

○ 道路運送法施行規則（抄）

（事故の対応に係る責任者の選任等）

第 51 条の 21 （略）

2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を事務所において 2 年間保存しなければならない。

一 運転者の氏名

二 自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号その他の当該自家用有償旅客運送自動車を識別できる表示

三 事故の発生日時

四 事故の発生場所

五 事故の当事者（運転者を除く。）の氏名

六 事故の概要（損害の程度を含む。）

七 事故の原因

八 再発防止対策

○ 旅客自動車運送事業運輸規則（抄）

（事故の記録）

第 26 条の 2 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において 3 年間保存しなければならない。

- 一 乗務員の氏名
- 二 事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
- 三 事故の発生日時
- 四 事故の発生場所
- 五 事故の当事者（乗務員を除く。）の氏名
- 六 事故の概要（損害の程度を含む。）
- 七 事故の原因
- 八 再発防止対策

（注）下線は当事務所が付した。

図表 2 - (4) - ⑥ 自家用有償旅客運送輸送実績報告書の提出状況

（単位：運送者、％）

年度	区分	石川運輸支局管内の運送者数 [A]		
		提出済みの運送者 [B] (B/A)	うち法定期限超過 [C] 《C/B》	未提出の運送者 [D] (D/A)
平成 26 年度		54 (100.0)	34 《66.7》	3 (5.6)

- （注） 1 石川運輸支局の資料に基づき当事務所が作成した。
- 2 本図表は、調査時点（平成 27 年 9 月 7 日現在）における自家用有償旅客運送輸送実績報告書の提出状況である。
- 3 「うち法定期限超過」欄の数は、調査時点において輸送実績報告書を提出済みである運送者のうち、法定期限（毎年 5 月 31 日）を超過しているものの数である。
- 4 ()内の数値は石川運輸支局管内の全運送者（54 運送者）に占める割合を示し、《 》の数値は提出済みの運送者（51 運送者）に占める割合を示す。

図表 2 - (4) - ⑦ 当事務所が実地調査した 4 運送者及び 2 運送事業者における平成 24 年度から 26 年度までに発生した事故の概要

運送者等名	事故の概要
珠洲市	—
A	・ <u>運送先の施設の駐車場内にある設備に接触し、車両が損壊したもの</u>
	・ <u>運送先の施設の駐車場内にある設備に接触し、車両が損壊したもの</u>
	・ 後続の自動車に追い越し時に衝突され、車両が損壊したもの
	・ 交差点で、右折しようとしていた自動車に衝突し、車両が損壊したもの
	・ 交差点で、信号無視の自動車に衝突され、車両が損壊し、運転者も負傷したもの
	・ 運送先の施設の駐車場で、後方の自動車に衝突し、車両が損壊したもの
B	・ 運送先の施設の駐車場内にある設備に接触し、車両が損壊したもの
C	・ C 運送者の施設の駐車場内にある設備に接触し、車両が損壊したもの
D	・ 交差点停車時に後方から自動車に衝突され、車両が損壊したもの
	・ 交差点右折時に、前方から走行してきた自転車に接触し、車両が損壊したもの
E	・ 走行中に両替をしていた乗客が転倒したもの
	・ 交差点停車時に後方から自動車に衝突され、車両が損壊したもの（約 50 分遅れで運行再開）
	・ 交差点で、一時停止無視の自動車に衝突され、車両が損壊したもの
	・ 歩行者が飛び出してきたため、急停車したところ、乗客 2 名が椅子から落下するなどして負傷したもの

(注) 1 当事務所が実地調査した 4 運送者及び 2 運送事業者が保存していた平成 24 年度から 26 年度までの事故の記録に基づき作成した。

なお、本図表の実地調査の対象数から除外した白山市は、当該期間に事故は発生していないとしている。

2 当事務所が下線を付した 2 件の事故は、輸送実績報告書により交通事故として報告された事故である。